

[事案 27-215] 疾病入院給付金等支払請求

・平成 28 年 3 月 4 日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の入院の定義に該当しないとして支払対象外とされたことを理由に、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 4 月に契約した医療保険について、平成 27 年 2 月に「白内障」により入院し、手術を受けたので、入院給付金、手術給付金、先進医療給付金の支払いを請求したところ、責任開始時前発症であるとして全て不支払いとなった。以下の理由により、責任開始時前発症ではないので、入院給付金等を支払ってほしい。

- (1)平成 25 年 3 月の眼科受診は、膠原病で皮膚科を受診した際に「ベーチェット病」を疑われ受診したものであり、当時の主治医から、「白内障」であるとは告げられていない。
- (2)当時の主治医は既に A 病院に在籍しておらず、直接確認ができていないにもかかわらず、事実関係を、当時のカルテ等の内容からのみで決められることに納得がいかない。

<保険会社の主張>

申立人は、平成 25 年 3 月に白内障と診断されており、責任開始時前に発症した疾病による入院および手術であるので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面（診断書、医療証明書等を含む）にもとづく審理を行った。なお、申立人に対する事情聴取は、申立人側の事情により実現しなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、約款における入院給付金等支払事由への該当が認められず、また、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。